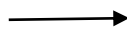


【仕入控除税額フローチャート】

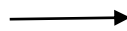
該当する



該当しない



消費税の確定申告義務がある



仕入控除額 0 円で
報告してください

簡易課税方式で申告している



仕入控除額 0 円で
報告してください

公益法人等である

特定収入割合が 5 % を超える



仕入控除額 0 円で
報告してください

補助対象経費は非課税仕入及び
不課税仕入（人件費等）のみで
ある



仕入控除額 0 円で
報告してください

個別対応方式で対象経費に係る
消費税等を非課税売上のみ
に要するものとして申告している



仕入控除額 0 円で
報告してください

**※返還額が 0 円でも
報告が必要です**

仕入控除税額あり

※報告と返還が必要です。

（後日京都府から送付する納入通知書により返還していただきます。）